

第3章 文化財の保存・活用の措置

ここでは、文化財アクションプラン第2章の課題・方針を踏まえ、行政が取り組むべきもの及び官民協働で実現を目指すものについて文化財の保存・活用の措置を設定します。各措置については、その実効性を高めることを意図し、重点的措置、実施時期、実施体制を設定します。

措置は、市費・県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

（１）重点的措置の設定

目指す方向や基本目標の実現を目指すにあたって、措置の中でも松浦党と蒙古襲来に関する歴史文化を守り、活かすための措置を重点的措置と設定し、その推進に取り組みます。

	重点的措置
--	-------

（２）実施時期

措置の実施時期について、現在の『松浦市総合計画』（平成31（2019）年策定）の計画期間に対して第Ⅰ期（R6（2024）～R8（2026）年度）と第Ⅱ期（R9（2027）～R12（2030）年度）に分けるとともに、総合計画の改訂後を第Ⅲ期（R13（2031）～R15（2033）年度）と設定します。

また、市が取り組む措置の現状を踏まえ、既に着手しており今後とも継続していく措置を「継続実施」、まずは検討・協議から着手していく措置を「検討・協議」、新規事業として推進する措置を「新規事業化」に分けて設定します。

	継続実施
	検討・協議
	新規事業化

（３）実施体制

本計画の冒頭「はじめに」の中で設定した「文化財の保存・活用の主体」を踏まえ、現段階で想定される各措置の主な実施主体を民間、専門家、行政（市）に分けて設定します。

民間の中には、実施主体に加えて、各措置の実施にあたって支援・調査対象となる主体もかっこ書きで記載しています。

ここで設定した実施主体は、現段階の想定です。必要に応じて、適宜、追加や変更等も検討していきます。

なお、各措置の実施にあたって、国や県からの支援は不可欠と考えています。各措置の実施にあたっては、それぞれ国や県からの指導や助言を踏まえ取り組むとともに、人的あるいは財政的な支援等について協力を求めています。

1.調査研究

調査研究に関する以下の方針①～⑤を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。
特に、大学や研究機関等と連携し、日本初の国指定水中遺跡である鷹島海底遺跡を中心に調査研究の推進を図ります。

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化を深掘りする調査研究の推進を目指します。	
①鷹島海底遺跡の価値を高めていく調査研究に取り組みます。	
②水中遺跡の把握・周知に取り組みます。	
③開発事業に合わせて発掘調査を進めます。	
④「風俗慣習、民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」など地域の関心が高い分野において市指定に向けた調査研究に取り組みます。	
⑤地域住民に語り継がれる歴史文化の情報を収集するための調査に取り組みます。	

期 期 期

表 調査研究に関する措置

	措置			実施時期			実施体制 ※（ ）内は支援・調査対象			
	項目	続 取組内容 継		新規			民間	専門家	行政（市）	
									主担当課	関係課
① -1	鷹島海底遺跡発掘調査の実施	1	音波探査等の事前調査結果に基づく発掘調査を実施する。					大学、研究機関等	文化財課	
		2	専門家を交えて元軍沈没船の引揚げ方針等を検討する。 I II III					大学、研究機関等	文化財課	
		3	元軍沈没船の発掘手法や引揚げ方針に応じた調査研究体制を検討する。					大学、研究機関等	文化財課	
① -2	鷹島海底遺跡出土遺物の調査研究	4	鷹島海底遺跡出土遺物の台帳（データベース）整備を行う。						文化財課	
		5	三次元計測等による鷹島海底遺跡出土遺物のデータ化に取り組む。						文化財課	
		6	鷹島海底遺跡出土遺物の価値づけに関する調査研究を行う。					大学、研究機関等	文化財課	
① -3	水中考古学研究センターの機能強化	7	「水中考古学の拠点づくり基本コンセプト」を官民協働で検討し、作成する。				市民団体	大学、研究機関等	文化財課	
		8	水中考古学の拠点となる研究施設の整備に向けた手法等を官民協働で検討する。				市民団体	大学、研究機関等	文化財課	
②	未把握の水中遺跡の把握	9	海岸踏査による分布調査や確認調査を実施する。						文化財課	
		10	調査に基づいて水中遺跡が確認された場合は、速やかに周知化する。						文化財課	
③	市内遺跡発掘調査等	11	開発事業に合わせて埋蔵文化財包蔵地の確認調査を行う。				(市民、企業等)		文化財課	
④	未指定・未登録文化財の調査研究	12	文化財データベース（試行版）を活用して「風俗慣習、民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」等の市民の関心が高い分野から情報収集及び現況調査に着手する。					大学、研究機関等	文化財課	
		13	「風俗慣習、民俗芸能」、「民俗資料」、「信仰の場」等の市指定に向けた調査研究を行う。					大学、研究機関等	文化財課	
⑤	地域との連携による歴史文化の調査体制の検討	14	住民に語り継がれる地域の歴史文化の調査にあたり、地域との協働による調査体制を検討する。				所有者、保存団体、市民、市民団体、自治会等		文化財課	

I 期：R6（2024）～R8（2026）年度 II 期：R9（2027）～R12（2030）年度 III 期：R13（2031）～R15（2033）年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



一石型木製いかり発掘調査（鷹島海底遺跡）



遺物の三次元計測（埋蔵文化財センター）



市内遺跡発掘調査現場（姫神社遺跡）

2.保存修復

保存修復に関する以下の方針①～⑥を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に、大学や研究機関等と連携し、日本史を語る上で欠かせない、世界史に残る海戦が繰り広げられた蒙古襲来の歴史を今に伝える鷹島海底遺跡関連の保存を第一と考え、保存修復の推進に取り組めます。

海とつながる松浦の歴史文化を物語るばしょ・ものの文化財の中から緊急性の高いものを見極め、保存修復していくことを目指します。	
①	国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書を見直します。
②	鷹島海底遺跡出土遺物の保存・保管に取り組めます。
③	保存作業を可能とする環境整備に取り組めます。
④	個々の文化財に関する保存活用計画の作成を検討します。
⑤	文化財の劣化状況・保管状況等の確認に取り組めます。
⑥	次世代に守り伝えていくため保存修復を支援します。

期 期 期

表 保存修復に関する措置

	措置		実施時期			実施体制 ※（ ）内は支援・調査対象				
	項目	取組内容	続 継	新規			民間	専門家	行政（市）	
									主担当課	関係課
①	国指定史跡鷹島神崎遺跡保存管理計画書の見直し	15	鷹島神崎遺跡の将来的な保存・活用を検討し、文化財保護法に位置付けられる保存活用計画を作成する。					大学、研究機関等	文化財課	
②-1	元軍沈没船のモニタリングの継続	16	定期的なモニタリング調査により元軍沈没船の保全状況の確認を行う。					大学、研究機関等	文化財課	
②-2	鷹島海底遺跡出土遺物の保存に関する研究体制の構築	17	将来的な鷹島海底遺跡出土遺物の保存・保管に活かすため、遺物の保存・保管に関するデータを蓄積する。					大学、研究機関等	文化財課	
		18	専門家と連携して鷹島海底遺跡出土遺物の保存に関する研究を続ける。					大学、研究機関等	文化財課	
③-1	保存・保管施設の維持・更新	19	老朽化した保存・保管施設及び設備の修繕、更新を行う。					大学、研究機関等	文化財課	
③-2	保存・保管施設の在り方検討	20	将来的に必要な保存・保管施設の規模を検討する。					大学、研究機関等	文化財課	
④	県・市指定文化財に係る保存活用計画の検討	21	文化財の保存・活用の手法を模索している所有者・保存団体とともに保存活用計画の策定を検討する。				所有者、保存団体、市民団体等	大学、研究機関等	文化財課	
⑤-1	有形文化財の保存・管理	22	民間所有の文化財について定期的に保管状況の確認を行う。				所有者、保存団体等		文化財課	
⑤-2	無形の民俗文化財に必要な道具類の保存・管理	23	無形民俗文化財に用いる民間所有の道具類の保管状況の確認に着手する。				所有者、保存団体等		文化財課	
⑥	文化財保存修復事業への支援	24	指定・登録文化財等に関する保存修復事業を支援する。				(所有者、保存団体等)		文化財課	

I 期：R6（2024）～R8（2026）年度 II 期：R9（2027）～R12（2030）年度 III 期：R13（2031）～R15（2033）年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



モニタリング調査（鷹島神崎遺跡）



埋蔵文化財センター



木製いかりの保存処理

3.継承支援

継承支援に関する以下の方針①～③を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の文化財を中心とし、保存団体等に対する支援の推進を図ります。

海とつながる松浦の歴史文化を物語るとなみの文化財を継承する市民団体を支援、継承していくことを目指します。
 ①海との関連が深い松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の民俗文化財等を掘り起こし、継承を支援します。
 ②文化財の継承に取り組む市民や市民団体の活動を下支えしていきます。
 ③継承が危ぶまれる文化財の記録・保存に取り組めます。

期 期 期

表 継承支援に関する措置

	措置		実施時期			実施体制 ※（ ）内は支援・調査対象			
	項目	取組内容	新規			民間	専門家	行政（市）	
								主担当課	関係課
①	松浦党や蒙古襲来等に由来する無形の民俗文化財等の継承支援	25 松浦党や蒙古襲来などに由来する無形の民俗文化財等を洗い出し、継承を支援する。				(保存団体等)	大学	文化財課	
②-1	活動団体に対する継承支援	26 定期的な活動状況調査を実施する。(年1回以上)				(保存団体等)	大学	文化財課	
		27 保存継承に係る奨励金を支給する。				(保存団体等)		文化財課	
		28 活動状況を記録した成果物を活用し、無形の民俗文化財等の指導者育成を支援する。				(保存団体等)		文化財課	
②-2	地域外の人材を巻き込んだ継承活動支援	29 地域外からの参加者や支援者、ボランティア等を募集する仕組みを検討する。				保存団体、まちづくり運営協議会等		文化財課	文化観光課 生涯学習課
②-3	文化財登録制度の創設、運用	30 市民団体等の活動の顕彰及び補助事業により継承の下支えとなるよう市において文化財登録制度を創設する。				(保存団体等)		文化財課	
		31 無形の民俗文化財について、市登録文化財への登録を支援する。				(保存団体等)		文化財課	
③	文化財の記録・保存	32 継承が危ぶまれる無形の民俗文化財等の記録保存に取り組む。				保存団体、まちづくり運営協議会等		文化財課	

I 期：R6（2024）～R8（2026）年度 II 期：R9（2027）～R12（2030）年度 III 期：R13（2031）～R15（2033）年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



御厨蛇踊り



百手講（王嶋神社）



流鏝馬（淀姫神社）

4.防災・防犯

防災・防犯に関する以下の方針①～⑥を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。
特に、松浦党も活躍した蒙古襲来関係の遺物等を展示する埋蔵文化財センターの防災対策を第一とし、文化財に関する防災・防犯の推進を図ります。

海とつながる松浦の歴史文化を守るため、文化庁が定めた『防火対策ガイドライン』等を踏まえ、当該文化財の所有者とともに防災・防犯対策の充実を目指します。	
①	鷹島海底遺跡出土遺物を中心に保管展示する埋蔵文化財センターの防災対策について『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考に取り組みます。
②	文化財建造物の点検を行い、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』等を参考とし、所有者による防災対策の強化を支援します。
③	所有者・保存団体の防災対策への意識向上に取り組みます。
④	文化財の防災対策及び被災を想定した対策を検討します。
⑤	文化財防災センター等と連携した迅速な被害状況確認・復旧支援に取り組みます。
⑥	文化財保護ネットワーク等と連携し、美術工芸品等の所有者を中心として防犯意識の向上を働きかけます。

期 期 期
表 防災・防犯に関する措置

	措置		実施時期			実施体制 ※（ ）内は支援・調査対象			
	項目	取組内容	新規			民間	専門家	行政（市）	
								主担当課	関係課
①	埋蔵文化財センターの防災対策の検討	33 国が示すガイドライン等に基づいて文化財保管展示施設として必要な防災対策を検討する。					大学	文化財課	防災課
②	文化財建造物の耐震補強・防火対策等の推進	34 耐震補強や防火対策等が必要かつ可能な文化財の有無を把握し、対策実施を推進する。				(所有者、保存団体等)		文化財課	防災課
③	防災対策などの情報提供	35 台風や大雨、地震など、災害に備えた取り組みの必要性や取り組み事例などについて周知する。				(所有者、保存団体等)		文化財課	防災課
④	文化財の被災を想定した対策の検討	36 各文化財に必要な防災対策、災害時の被災した文化財の処置や避難方法を検討する。				所有者、保存団体等		文化財課	
		37 文化財の防災対策、被災時の対応について、所有者との情報共有を図る。				(所有者、保存団体等)		文化財課	
⑤	文化財防災センター等との連携による被災状況の把握・復旧支援	38 被災時は、被害状況の把握に取り組む。				所有者、保存団体等		文化財課	
		39 被災時は、その規模に応じて、被害状況調査や復旧・対処方法の検討について、国立文化財機構文化財防災センターへの救援依頼を行う。				所有者、保存団体等		文化財課	
		40 文化財の災害復旧への支援に取り組む。				(所有者、保存団体等)		文化財課	
⑥	文化財に対する防犯意識の向上	41 文化財保護ネットワーク等と連携し、所有者に対して、防犯対策の必要性や対策案などの情報提供に取り組む。				(所有者、保存団体等)		文化財課	

I 期：R6（2024）～R8（2026）年度 II 期：R9（2027）～R12（2030）年度 III 期：R13（2031）～R15（2033）年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



災害による松浦家供養塔の石垣崩落（今福町）



文化財に対する防犯意識の向上を図る防犯パトロール（鷹島神崎遺跡）



埋蔵文化財センター防火避難訓練（鷹島町）

5.公開発信

公開発信に関する以下の方針①～⑤を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。
特に、松浦党や蒙古襲来などに関連する文化財を皮切りに、各種文化財の公開活用や情報発信の推進に取り組みます。

海と松浦との歴史的な関わりの深さを広く市内外に伝える文化財の公開や歴史文化の情報発信を目指します。
①松浦党や蒙古襲来などに関連する文化財の公開の場を増やします。
②鷹島海底遺跡出土遺物を公開できる環境を整えます。
③水中考古学・水中遺跡の取り組みを公開します。
④地域の歴史文化に関する情報発信に取り組みます。
⑤地域の歴史文化への興味を引き出すきっかけづくりに取り組みます。

表 公開発信に関する措置

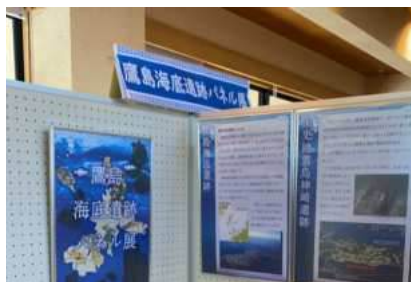
	項目	措置 取組内容	続 継	実施時期			実施体制			
				期	期	期	民間	専門家	行政（市）	
									主担当課	関係課
①-1	松浦市生涯学習センター内郷土資料コーナーの見直し	松浦市生涯学習センター内郷土資料コーナーを見直し、海と松浦の関りを伝える文化財を本土側でも公開できるように取り組む。	42				所有者、保存団体、市民団体等		文化財課	生涯学習課 図書館
①-2	市内公共施設等での文化財公開	公民館や観光施設などを活用して文化財の公開に取り組む。	43						文化財課	生涯学習課 文化観光課
②	鷹島海底遺跡出土遺物の情報発信	保存処理が完了した鷹島海底遺跡出土遺物の公開手法を検討する。	44					大学、研究機関等	文化財課	
		埋蔵文化財センターにおいて調査研究結果を活かした企画展を行う。	45						文化財課	
③	水中考古学・水中遺跡に関する気運の醸成	水中考古学・水中遺跡に関する気運の醸成に向けた講座・講演を開催する。	46				市民団体		文化財課	生涯学習課 図書館
④-1	地域の歴史文化に関する情報の整理	調査研究、記録保存に取り組んだ文化財情報のアーカイブ化に着手する。	47						文化財課	
④-2	地域の歴史文化に関する情報発信	調査研究、記録保存に取り組んだ文化財情報を活用してパンフレットやPR動画等の制作を行う。	48				所有者、保存団体、市民団体等		文化財課	
		SNS等による情報発信に取り組む。	49						文化財課	
⑤	地域の歴史文化への関心を引き出すきっかけづくり	地域の歴史文化への関心を高めるため、観光事業や教育事業と連携し、市内外イベント等に参加する。	50						文化財課	文化観光課 生涯学習課 政策企画課

I 期：R6（2024）～R8（2026）年度 II 期：R9（2027）～R12（2030）年度 III 期：R13（2031）～R15（2033）年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



松浦子ども博での出展



松浦市立図書館内パネル展示



水中遺跡シンポジウムへの出展

6.学校教育・生涯学習

学校教育・生涯学習に関する以下の方針①～④を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に、日本史や世界史と絡めたグローバルな視点で松浦党や蒙古襲来の歴史を伝える学校教育や生涯学習の推進を図ります。

海と松浦との歴史的な関わりの深さを市民を中心に伝える学校教育・生涯学習の推進を目指します。

- ①海との関りが深い松浦党に関する学習機会の充実を図ります。
- ②国史跡「鷹島神崎遺跡」や蒙古襲来など地域の特徴的な歴史文化の学びを更に推進します。
- ③市民の郷土愛を育む文化財を活かした学習機会を設けます。
- ④地域の歴史文化の語り手、継承者の育成に取り組めます。

期 期 期
表 学校教育・生涯学習に関する措置

	項目	措置		実施時期			実施体制 ※()内は支援・調査対象			
		取組内容	続 継	新規			民間	専門家	行政(市)	
									担当課	関係課
①	海を行き来した松浦党の伝統や誇りの未来への伝承	51 市民向け出前講座を活用して歴史文化学習の機会を提供する。					(市民団体)		文化財課	生涯学習課
		52 子どもたちへのふるさと教育機会の拡充を検討する。 I II III					市民、市民団体、商工・観光団体		文化財課	学校教育課 政策企画課
②	国史跡「鷹島神崎遺跡」や蒙古襲来の歴史に関する学習機会の提供	53 地元小中学生向け体験学習会を継続的に実施する。							文化財課	学校教育課
		54 鷹島海底遺跡出土遺物のレプリカや文化財を活かした遺跡調査の説明パネルなど、体験学習会向け教材の追加整備を行う。							文化財課	
		55 図書館や生涯学習センターと連携したフィールドワークを実施する。							文化財課	生涯学習課 図書館
③-1	地域の文化財に触れる機会の拡充	56 小中学校との連携により地域の文化財に触れる機会の拡充を検討する。					保存団体、自治会等		文化財課	学校教育課 生涯学習課
③-2	地域の食文化を学習する機会づくり	57 郷土料理レシピの共有、調理方法を学ぶ交流会の開催を支援する。					市民団体		生涯学習課	文化財課 健康ほけん課
④	地域の歴史文化を語る人材の育成支援	58 松浦党、蒙古襲来、鷹島神崎遺跡など歴史、文化財について、出前講座や体験学習会の案内に対応できる人材の育成に取り組む。					(市民、市民団体)		文化財課	生涯学習課

I 期：R6（2024）～R8（2026）年度 II 期：R9（2027）～R12（2030）年度 III 期：R13（2031）～R15（2033）年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



いかりパネルを使った体験学習



松浦高等学校における講演



鷹島海底遺跡出土遺物を用いた出前講座

7.観光振興

観光振興に関する以下の方針①～④を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。
特に、蒙古襲来の歴史を伝える文化観光の推進を図り、その実績を踏まえ、文化観光の幅を広げていきます。

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした観光振興の推進を目指します。	
①地域の歴史文化を活かした観光プログラムの充実を支援します。	
②地域の歴史文化の語り手の育成に取り組めます。	
③体験型観光事業の継承を支援します。	
④体験型観光の活性化に向けた歴史観光のプログラム化と担い手確保を検討します。	

期 期 期
表 観光振興に関する措置

	措置		実施時期			実施体制 ※()内は支援・調査対象			
	項目	取組内容	新規			民間	専門家	行政(市)	
								主担当課	関係課
①-1	蒙古襲来の歴史を活かした交流人口推進事業	59 鷹島海底遺跡を活かした新たな観光プログラムを創出する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課
		60 地域の歴史文化等のストーリーを活かした広域観光の実施方法を検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課
		61 国外からの来訪者受入れを想定して、埋蔵文化財センター内の展示物に関する説明について多言語化に着手する。						文化財課	
		62 弘安の役 750 年(令和 13(2031)年)事業の実施内容を検討する。						文化財課	
①-2	松浦党等の歴史文化を活かした観光ルートの設定	63 松浦党関連史跡や鷹島海底遺跡及び関連文化財を活用した観光ルートを検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課
		64 ガイド育成に伴い、学び手の声を活かしたストーリー性のある観光ルートを設定する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課
②-1	歴史観光ガイド育成のためのガイドブック制作	65 歴史観光ガイド人材育成用ガイドブックを制作する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課
②-2	ガイドブックを活用したガイド育成支援	66 地域の歴史、文化財について説明できる歴史観光ガイドの育成を支援する。				(商工・観光団体)		文化観光課	文化財課
②-3	多言語対応によるガイド実施体制の構築	67 歴史観光ガイドの内容を、多言語で説明できる体制づくりを関係団体と検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課
③	伝統的ないとなみを誇りに思う人材の育成	68 伝統的ないとなみや地域の食文化を活かした体験型観光の担い手育成を支援する。				(商工・観光団体)		文化観光課	文化財課
④	体験型観光と歴史観光の連携検討	69 体験型旅行の新たな魅力の 1 つとして歴史観光の位置づけを検討する。				商工・観光団体		文化観光課	文化財課

I 期：R6(2024)～R8(2026)年度 II 期：R9(2027)～R12(2030)年度 III 期：R13(2031)～R15(2033)年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



松浦水軍まつりの様子



土谷棚田(福島町)のLEDライトアップ

8.地域まちづくり

地域まちづくりに関する以下の方針①～③を踏まえ、文化財の保存・活用に関する措置を設定します。

特に、梶谷城跡をはじめ市内に所在する松浦党や蒙古襲来関連の史跡を活かしたまちづくりの推進を図るとともに、広域的には蒙古襲来ゆかりの自治体と連携によるまちづくりを推進します。

海との深い関わりの中で育まれてきた松浦固有の歴史文化や文化財を活かした地域まちづくりの推進を目指します。

①上位関連計画等の見直しにあたって、地域の歴史文化に関する取組を提案します。

②松浦固有の歴史文化を活かした個性ある地域まちづくりを支援します。

③地域の歴史文化を活かし、広域的なまちづくりの枠組みを創造します。

④地域の歴史的な景観や遺跡などを活かしたイベント実施を支援します。

期 期 期
表 地域まちづくりに関する措置

	措置			実施時期			実施体制 ※（ ）内は支援・調査対象			
	項目	取組内容	続 継	新規			民間	専門家	行政（市）	
									主担当課	関係課
①	上位計画等の見直し作業等への参画	70	松浦市総合計画や第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略など、まちづくりに関する上位関連計画の見直しや各種計画の策定作業に対して、地域の歴史文化を踏まえた視点や取り組みなどを提案する。				市民、市民団体、まちづくり運営協議会等		文化財課	政策企画課 都市計画課 防災課 健康ほけん課 文化観光課 学校教育課 生涯学習課
②	松浦党、蒙古襲来関連史跡を活用したまちづくりの推進	71	梶谷城跡を核とした史跡保存・管理・活用に一体的に取り組むまちづくり活動を検討する。				市民団体、自治会、商工・観光団体		政策企画課 文化財課	文化観光課
		72	地域が発案する共感を呼ぶ歴史文化のまちづくりプロジェクトの実施を支援する。				(市民団体、商工・観光団体、まちづくり運営協議会)		政策企画課 文化財課	
		73	歴史文化のまちづくりプロジェクトに対して、クラウドファンディングの活用を検討する。				(市民団体、商工・観光団体)		政策企画課 文化財課	文化観光課
③	蒙古襲来ゆかりの自治体をつなぐネットワークの構築	74	蒙古襲来ゆかりの自治体をつなぐネットワーク（「元寇所縁のネットワーク」）を構築する。						文化財課	
		75	「元寇所縁のネットワーク」における広域的な連携事業を関係自治体と協議する。						文化財課	文化観光課
④	歴史文化の薫る景観を活かしたまちづくりの推進	76	景観や遺跡などを活かしたウォーキングイベント（公民館講座等）を実施する。				市民団体		生涯学習課	文化財課 都市計画課

I 期：R6(2024)～R8(2026)年度 II 期：R9(2027)～R12(2030)年度 III 期：R13(2031)～R15(2033)年度

継続実施 検討・協議 新規事業化



梶谷城跡(今福町)



元寇所縁のネットワーク
キックオフミーティング(オンライン)

第4章 文化財の保存・活用を推進する体制

文化財の保存・活用については、その対象範囲が広がりを見せています。

本市は、本計画の推進に向けて、民間、専門家、国・県等と連携し、官民協働で文化財を重点的かつ総合的に保存・活用していくため、(仮称)松浦市文化財保存活用地域計画推進協議会(以下、推進協議会)』を新設するとともに、松浦市文化財保護審議会(以下、市審議会)と庁内体制の強化に取り組みます。

なお、これら体制の構築に関する各種事項については、必要に応じて、要綱や規則等に定めます。

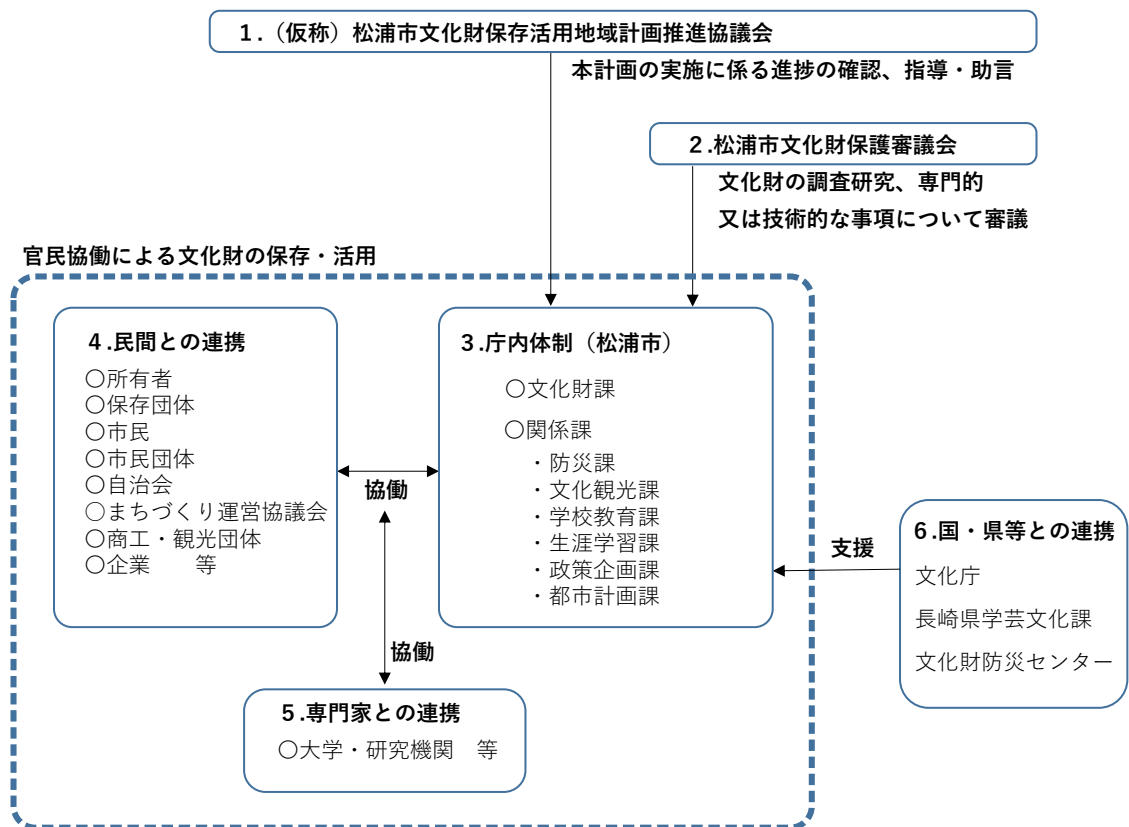


図 文化財の保存・活用を推進する体制

1.(仮称)松浦市文化財保存活用地域計画推進協議会

推進協議会は、本計画どおり進んでいるか確認するために設置する体制です。必要に応じて、文化財の保存・活用に関する専門部会を置くことができることとします。

本市は、推進協議会の開催により民間や専門家との連絡調整に努め、推進協議会の指導・助言を踏まえ、本計画の進捗管理等に取り組みます。また、必要に応じて計画変更に取り組みます。

進捗管理にあたっては、必要に応じて関係課と連携しながら評価指標の設定を検討します。

2.松浦市文化財保護審議会

市審議会は、市内に所在する文化財について、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究を行うとともに、専門的又は技術的な事項について審議するために設置している体制です。

本市は、文化財保護法及び県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち市にとって重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じるため、必要に応じて体制の強化を行います。

3.庁内体制(松浦市)

本市では、歴史文化の調査研究、保存、活用に関する取組全般に市文化財課が携わります。

市文化財課は、庁内において、措置の8つの分野のうち、「1.調査研究」、「2.保存修復」を先導する役割を担い、必要に応じて関係課に協力を求めます。

「3.継承支援」、「4.防災・防犯」、「5.公開発信」については、関係課とともに措置の具体化に取り組めます。

「6.学校教育・生涯学習」、「7.観光振興」、「8.地域まちづくり」については、それぞれの措置に応じて主担当課あるいは関係課と連携し、その具体化に取り組めます。

表 庁内体制

文化財課

部署名	主な業務	備考
文化財課	(1) 文化財保護審議会に関する事 (2) 文化財の保護・活用に関する事 (3) 埋蔵文化財の発掘・調査に関する事 (4) 文化財団体育成指導に関する事 (5) 文化財の調査・研究に関する事 (6) 埋蔵文化財センターに関する事 (7) 福島歴史民俗資料館に関する事 (8) 水中考古学研究センターに関する事 (9) 銃砲刀剣類に関する事 (10) ユネスコ活動に関する事	職員6名 うち、専門職2名 (埋蔵文化財1名、保存科学1名)
埋蔵文化財センター	(1) 資料の専門的調査及び研究に関する事 (2) 資料の展示及び公開に関する事 (3) 資料の収集、整理及び保存並びに保管に関する事	所長(兼)(1名) 専門職(兼)(2名) 会計年度任用職員(6名)
水中考古学研究センター	(1) 水中考古学の普及及び啓発に関する事 (2) 資料の専門的調査及び研究に関する事 (3) 資料の保存及び活用に関する事	所長(兼)(1名) 専門職(兼)(2名)
福島歴史民俗資料館	(1) 歴史、民俗、産業、自然科学に関する資料の収集保存・展示に関する事 (2) 収集した資料の調査研究に関する事	館長(兼)(1名) 専門職(兼)(2名)
調川民俗資料館	(1) 展示資料の整理・公開に関する事	※平時は職員不在。見学は調川公民館で対応。

関係課

部署名	主な業務	関連分野
政策企画課 (市民協働推進室、 地域おこし協力隊)	市政の総合的調査研究及び企画に関する事 松浦市創生総合戦略に関する事 総合計画の策定及び進行管理に関する事 市民協働の推進に関する事	5.公開発信 6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり
都市計画課	都市計画の調査、企画及び調整に関する事 都市景観形成事業に関する事	8.地域まちづくり
防災課	地域防災計画に関する事 防災意識の普及啓発に関する事 防災訓練に関する事	4.防災・防犯 8.地域まちづくり
健康ほけん課	健康づくり事業に関する事 健康増進法に基づく健康事業に関する事	6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり
文化観光課	観光の振興に関する事 歴史・文化資源の活用に関する事 体験型旅行事業に関する事 地産地消に関する事 ふるさと納税に関する事 市の魅力発信に関する事	3.継承支援 5.公開発信 7.観光振興 8.地域まちづくり
学校教育課	教育課程の指導管理に関する事 教育団体等の育成指導に関する事	6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり
生涯学習課 (図書館、公民館)	芸術文化の振興に関する事 文化団体の育成指導に関する事 社会教育の振興に関する事 図書館法第3条に規定する図書館奉仕に関する事(郷土資料の収集及び公開、資料展示会等の開催、教育活動機会の提供ほか) 公民館活動の企画及び企画の実施に関する事	3.継承支援 5.公開発信 6.学校教育・生涯学習 8.地域まちづくり

※松浦市行政組織規則、松浦市教育委員会組織規則、松浦市立図書館事務分掌規程、松浦市立公民館事務分掌規程より抜粋

4.民間との連携

本市では、文化財の所有者や保存団体だけでなく、一般の市民、市民団体、自治会、商工・観光団体、企業等においても文化財に対する関心が高まっています。

今後は、民間の人材、資金、ノウハウ等も積極的に取り入れた文化財の保存・活用を目指すとともに、支援対象や調査対象としての面から民間との連携を図っていきます。

表 民間との連携イメージ

分野		連携内容
調査研究	1.調査研究	地域に詳しい市民、市民団体、自治会等と連携し、地域ならではのもの・ばしょ・いとなみを把握する市民参加型調査等に取り組みます。 (連携主体例：自治会、松浦市文化協会、松浦市福島文化協会 等)
	2.保存修復	文化財の所有者、保存団体等の保存修復に対する理解を促し、文化財の価値や特性を維持するため当該文化財の修復や修復技術の継承を図ります。 (連携主体例：文化財を所有する個人や地区、保存会 等)
保存	3.継承支援	いとなみの文化財を継承してきた保存団体、継承に関心のある市民団体等と連携し、継承活動の普及啓発を図ります。 (連携主体例：無形民俗文化財の保存会、自治会、まちづくり運営協議会、松浦市文化協会 等)
	4.防災・防犯	防災・防犯関連の企業、文化財の所有者等の防災・防犯に対する意識を啓発し、被害の予防、軽減、早期対応等の徹底を図ります。 (連携主体例：文化財を所有する個人や地区、文化財保護ネットワーク、消防団 等)
活用	5.公開発信	文化財の所有者、保存団体、市民団体等と連携し、歴史文化を伝える場や機会の充実と工夫に取り組みます。 (連携主体例：文化財を所有する社寺や地区、無形民俗文化財の保存会、松浦市文化協会、松浦市福島文化協会、まつうら観光物産協会 等)
	6.学校教育・生涯学習	地域の歴史文化に関心のある市民、市民団体等と連携し、歴史文化への理解を深める学習機会の充実や歴史文化に関する学校教育や生涯学習をサポートする人材の育成に取り組みます。 (連携主体例：松浦市文化協会、松浦市福島文化協会 等)
	7.観光振興	商工・観光団体等と連携し、文化財を活用した観光コンテンツやプログラム等の磨き上げに取り組みます。 (連携主体例：松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、まつうら観光物産協会、松浦市歴史観光推進協議会、まつうら党交流公社 等)
	8.地域まちづくり	市民団体、自治会、商工・観光団体等と連携し、地域の文化財を活用した地域まちづくり活動の検討、実施に取り組みます。 (連携主体例：まちづくり運営協議会、松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会、まつうら観光物産協会、松浦市歴史観光推進協議会 等)

5. 専門家との連携

文化財の保存・活用については、歴史や考古学、民俗学のみならず、建築、地理、生物、観光、まちづくりといった様々な分野の大学・研究機関等との連携が必要となります。

今後は、対象とする文化財に応じた保存・活用の推進を目指し、大学・研究機関等に所属する専門家の把握と連携に取り組めます。

表 専門家との連携イメージ

○文化財の新たな指定、登録に向けた調査研究
○「もの」・「ばしょ」の文化財に応じた保存修復のあり方の調査研究
○「いとなみ」の文化財の継承に求められる調査研究
○文化財の防災・防犯に求められる調査研究
○最先端の手法等を取り入れた公開発信、学校教育・生涯学習、観光振興、地域まちづくりに向けた調査研究 (連携主体例：琉球大学(水中文化遺産研究)、長崎県立大学(包括連携協定)、名古屋大学博物館、東北芸工大(客員研究員)、九州国立博物館、松浦史料博物館、奈良文化財研究所 等)

6. 国・県等との連携

文化財の保存・活用に関連する国や県の公的な組織・機関等としては、文化庁、県学芸文化課、文化財防災センター等が挙げられます。

今後は、円滑な文化財の保存・活用の推進を目指し、国や県等との連携に取り組めます。

表 国・県等との連携イメージ

○文化財行政全般に関する指導・助言
○計画策定や各種事業への支援 (専門家の紹介、計画・事業内容への指導・助言、補助メニューの情報提供、財政的支援等)
○大規模災害時における外部支援(文化財レスキュー、文化財ドクターの派遣等)の文化財防災センターへの要請